

未来創造「新・ものづくり」特区〔指定：平成23年12月、認定：平成24年11月〕

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (3.4+3.5) / 2 = 3.5

B

i) 取組の進捗(下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度	
A(5点)	1-1	産地力の強化: 農業産出額	代替指標	D
B(4点)	1-2	産地力の強化: 農業参入した企業による耕作面積増	D	
C(3点)	2-1	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大: 製造品出荷額等	代替指標	A
D(2点)	2-2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大: 新規立地件数	A	
E(1点)	2-3	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大: 新規立地に伴う雇用増	A	

代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	産地力の強化: 農業産出額 ⇒ 1-2で代替	D
B(4点)	2-1	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大: 製造品出荷額等 ⇒ 2-2及び2-3で代替	A
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値 (5×1+4×0+3×0+2×1+1×0) / 2 = 3.5

①... 3.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))  
 ・平成24年度には数値上の成果として十分現れていないが、市が農地の貸借に係る斡旋業務を開始したこと、市独自の農地集約・企業の農業参入を推進する事業を開始したことにより、今後の成果が期待される。  
 ・耕作放棄地に参入した企業による産出額以外は維持されるということが前提となっているが、仮に市場規模の広がりがなく、生産物が同一で競合が発生した場合、他の市内の生産者が産出額を減少させるということもあり得る。前提として適切でないと思われる。市独自の産出額を計算しても、他と比較できないとしているが、なぜ他と比較する必要があるのか。さらに、評価として、毎年の取得面積ではなく累計的な取得面積で評価することが望ましいのではないか。  
 ・「新規立地件数」、「雇用者増」について、沿岸部から工場誘致誘導地区への移転分が成果指標に含まれるとすれば、市内全域への効果としては相殺される分もあると考えられるので、立地企業の内訳が分かるような数値も同時に出示するとよいと思う。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... -0.1

i) の評価 ①+②

3.4

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2+2+2+3) / 4 = 2.25 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、3×0.2+3×0.1+2×0.7=2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	産地力の強化	C
B(4点)	2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大	B
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・「産地力の強化(農業参入)」について、地元の建設業等からの異業種転換促進や個人の起業を促すというような方策も考えられるのではないか。また、参入企業対策だけに目が向けられ、既存農家との連携といった観点不足しているのではないか。さらに、市場開拓や販売戦略が欠けていれば、参入する企業自体も増加しないのではないか。
- ・新規企業立地が今後とも見込まれることは良いことだが、他方で企業が流出した沿岸地域の地域経済社会への配慮も求められる。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 3.5$$

3.5

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii)の平均値  $(3.9+4.0)/2=4.0$

**B**

### i)-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドラインの弾力的運用

(概略)

・工場立地誘導地区について一定の方針の下、除外・転用が可能となった。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・内陸部への急な移転を要した4件の工場立地誘導地区への企業移転が実現したことについて、協議結果を踏まえた成果と考えられるところ。

(専門家所見(主なもの))

・農振法・農地法の柔軟な運用により、市街化調整区域への企業立地の促進が可能となり、大きな実績をあげている。

4.3

### i)-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・財政・税制・金融支援について、平成24年度の活用事例は実際にはなかったものの、そのために検討をし、また、次年度以降の準備を行ったことについて評価する。

3.5

i)-① + i)-② の平均値(注)

$(4.3+3.5)/2=3.9$

3.9

### ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・新規企業立地の促進については市独自の事業や施策が大きな効果をあげている。ただし、農業への企業参入については実績が上がるような取組を求めたい。

4.0

## Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

・誘致施策におけるスピード感、知財保護ネットワーク構築に関する指摘があった。前者については、企業立地のニーズに対して用地整備が追いついていない状況がみられ、引き続き努力されたい。

## Ⅳ 総合評価(I～III)

$(3.5+4.0)/2-0.25=3.5$

「I+IIの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・土地利用計画の裁量性が増したことで新規企業立地件数は大きく増加しており、この点では大きな効果が上がっているが、農業への企業参入についての実績は目標値を大きく下回っており、市のきめ細かな対応が求められる。

・数値目標の設定の仕方などに難点があると見受けられる。

**B**

このため、I及びIIの平均値(3.75)に上記所見を加味(-0.25)し、総合評価結果をB(3.5)とする。

(注) i)-①、i)-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。